

○財務省
環境省
省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。
令和元年五月二十七日

財務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 原田 義昭

一 名称 麒麟麦酒株式会社
二 住所 東京都中央区新川二丁目十番一号
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	茶色	三三〇ミリ リットル	三五一 グラム	ビール用	平成十六年財務省 環境省告示第一号図第 三のとおり

一 名称 ハイネケンジャパン株式会社
二 住所 東京都渋谷区神宮前六丁目二十六番一号
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	緑色	三三〇ミリ リットル	三二五 グラム	ビール用	平成十三年財務省 環境省告示第一号図第 八のとおり